

議案第 4 7 号

羽曳野市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 6 月 28 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

デジタル庁設置法(令和3年法律第36号)の制定及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正により、保有個人情報を訂正した場合における通知先の変更及び引用する条ずれの改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市個人情報保護条例(平成12年羽曳野市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第27条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

羽曳野市個人情報保護条例 新旧対照表

新	旧
<p>(保有個人情報の提供先の通知)</p> <p>第 27 条の 2 実施機関は、前条第 2 項の規定により保有個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、<u>内閣総理大臣及び番号法第 19 条第 8 号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第 9 号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>(保有個人情報の提供先の通知)</p> <p>第 27 条の 2 実施機関は、前条第 2 項の規定により保有個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、<u>総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第 8 号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。</p> <p>以下省略</p>